平成２８年（フ）第１５４号
山形県天童市中里１丁目２番４－442号　県営長岡団地４号棟、前住所山形県天童市駅西４丁目８番36－107号　アーデルハイム
債務者　草苅　　涼
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５９号
山形市小荷駄町９番１号　レ・アール南原１－Ｄ号、前住所山形市南原町２丁目１番32号　毎日新聞南部店内
債務者　齊藤鉄四郎
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６０号
山形県天童市交り江２丁目１番２－205号　市営交り江住宅２号棟
債務者　髙橋　広美
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６１号
山形市鉄砲町２丁目15番35－101号　あさひケ丘マンション
債務者　三枝　孝人
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６２号
山形市篭田３丁目３番27号、前住所山形市五十鈴１丁目６番23号
債務者　神保　　聡
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９７４号
名古屋市瑞穂区新開町24番21号　若葉自動車㈱408号
債務者　大山　　健
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２４１号
さいたま市岩槻区城南４丁目４番３号　206
債務者　竹澤　清史
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２９１号
埼玉県川口市青木３丁目11番10号　ヴァンテアン101号
債務者　池端　敏恵
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９９７号
さいたま市見沼区大字東門前307番地１　フレグランスセキネＤ102
債務者　渡邉沙弥香
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１１６号
埼玉県久喜市東大輪436番地９
債務者　古谷　仁史
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２０号
埼玉県川口市中青木３丁目12番９号、旧住所埼玉県川口市原町５番７－405号
債務者　吉川　淳子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２５１号
埼玉県上尾市藤波１丁目199番地
債務者　二ノ宮正哲
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５１６号
埼玉県草加市北谷３丁目35番27号　ベルハイツ202号
債務者　田中ひろみ（旧姓室井）
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５３３号
埼玉県春日部市緑町６丁目５番21号　リバーコーブ緑町104
債務者　太田利恵子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３７２号
相模原市南区相模台２丁目８番９号　ジェイハイム３－101
債務者　福田　正彦
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３８４号
相模原市南区東林間１丁目23番７号　エリールサンシン301
債務者　小林　資明
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３９２号
相模原市南区上鶴間本町４丁目３番19号　トロワヴィラージュ302
債務者　牛首　和弘
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部